

# 少年法改正問題を考える

## ——一八歳・一九歳の少年にたいする刑事処分の拡大——

白井 諭

はじめに

犯罪や非行をおかした子どもにたいして特別な措置を講じることを目的とする少年法について、その法律を改正する法律（令和三年法律第四四七号）が二〇二一年五月に成立・公布され、二〇二二年四月より施行される見通しとなっている。

もとより、現行少年法の下でも、一四歳以上の男女が実行した凶悪な犯罪事件について刑事処分を下す余地は存在し、とりわけ「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件であって、その罪を犯すとき一六歳以上の者に係るもの」について、家庭裁判所は刑事事件として起訴するために検察官へ事件を送致する決定を下さなければならないとされている（二〇条二項）が、このたびの少年法改正では、新たに「死刑または無期

若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪の事件であつて、その罪を犯すとき一八歳又は一九歳の者に係るもの」も刑事処分相当として検察官送致決定を下さなければならないことになる（六二条二項）の新設。これらの事件であつても、「調査又は審判の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、本人の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるとき」は依然として刑事処分以外の措置を講ずる余地が残されているけれども、他方で、これらの事件に当てはまる場合には検察官送致決定を「しなければならない」としていることから、一定の重大事件を犯したにもかかわらずこれまで少年法の下で少年院送致などの保護処分が下されていた一八歳又は一九歳の少年（特定少年）にたいして

刑事処分を下すケースが大幅に増加することが見込まれる。

このたびの少年法改正は、少年法における「少年」の年齢を「二〇歳未満」から「一八歳未満」に引き下げるることは是非をめぐる議論を出発点とするものである。すなわち、憲法改正の国民投票で投票権を有する者や公職選挙法の選挙権を有する者の年齢が「一八歳以上」とされるとともに、民法が定める成年年齢も一八歳に引き下げることとに加え、「検挙人員に占める再犯者の割合が増加傾向にあるほか、振り込み詐欺の検挙人員が増加し、少年による殺人等の凶悪事件が発生するなど、依然として対策が求められる態勢である」という近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における「少年」の上限年齢の在り方とともに、非行少年を含む犯罪者にたいする処遇を一層充実させるための方策を幅広く議論されたいという旨の要請によって、少年法制が見直されているのである<sup>1</sup>。最終的には、少年法における「少年」を従来どおり「二〇歳未満」とすることで決着しているものの、このたびの少年法改正では、公職選挙法や民

法などで成年に達している一八歳又は一九歳の男女にたいしてできるだけ自己の行為の責任を取らせようとする傾向が明らかになつてゐるのである。

また、少年法にたいしては、一九九〇年後半より、年少者の凶悪犯罪の発生が社会問題と化し、そこから「少年法は甘すぎる」という世論が高まるとともに、犯罪被害者やその家族の置かれている状況や意見がクローズアップされるようになつてきていている。二〇〇〇年の少年法改正により、刑事処分が可能な年齢が「一六歳以上」から「一四歳以上」に引き下げられたことはこれらの状況のなかでなされたことである。このたびの改正でも、「重大事件の刑事案件となる範囲を拡大しないと国民の理解を得られないのではないか」<sup>2</sup>とか「きちんと国民の声に応える、国民の理解、納得を得るという意味で：原則逆送の範囲を拡大する必要があるだろう」<sup>3</sup>といった意見があるほか、少年事件の被害者遺族である法制審議会のメンバーが加害者である少年の厳正な処分を求める意見をたびたび出していることから、少年による凶悪犯罪の厳正な対処

を求める世論や被害者等の意見が強い影響力を持つていたとみることができる。

しかし、もともと少年法は「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」（一条）によつて非行少年の再犯・再非行を防止することをねらいとしていたところで、「厳罰化」を進めるこことによつて再犯・再非行を抑止することにつながるか、甚だ疑問であるといわざるを得ない。本稿では、刑事処分の拡大と推知報道の緩和の論拠となつてゐる言説を少年法の理念に従つて批判的に検討したいとおもう<sup>4</sup>。

会第二六回会議議事録（二〇一〇年七月一日）七頁「廣瀬健二発言」。

4

少年法の適用年齢の引下げを含めて、このたびの少年法改正をめぐる論考は夥しい数にのぼるが、ごく最近のもとのとして、さしあたり、葛野尋之＝武内謙治＝本庄武（編著）『少年法適用年齢引下げ・総批判』四五頁以下（現代人文社、二〇一〇年）、片山徒有（編集代表）『一八・一九歳非行少年は、厳罰化で立ち直れるか』（現代人文社、二〇一二年）、「特集」少年法の見直し」刑事法ジャーナル六七号三三一頁以下（二〇一二年）、「特集」少年法の一部を改正する法律案の検討」判例時報二四七八号一五三頁以下（二〇一二年）、「特集」二〇一二年少年法改正」論究ジユリスト三七号九一頁以下（二〇一二年）、「特集」改正少年法の課題」法律時報九四卷一号四頁以下（二〇一二年）ほか参照。なお、本件に關係ありと思料する拙稿として、白井諭「登校自願要請と成長発達権」本誌二六六号一五頁以下（二〇一〇年）、同「子どもの家庭教育を『応援』する」ということ――岡山県家庭教育応援条例草案の批判的検討――」本誌二七二号三頁以下（二〇一二年）参照。

- 1 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部  
会第一回会議議事録（二〇一七年三月一六日）五頁以下「田野尻猛説明」参照。
- 2 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部  
会第二六回会議議事録（二〇二〇年七月一日）七頁「大澤裕発言」。
- 3 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部

## 一 公職選挙法・民法と少年法

まず、刑事処分の拡大などを正当化する第一の論拠として、公職選挙法の下における選挙権者の年齢や民法における成年年齢が「二〇歳以上」から「一八歳以上」に引き下げられたことが挙げられる。つとに、公職選挙法改正に際しては、附則（平成二七年法律第四三号）で「国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるもの」（一一条）としていることから、少年法の適用年齢が見直されるようになっている。そこでは、「少なくとも民法や少年法といった主要な法律については、国民の混乱を招かないためにも統一した方が良いのではないか」<sup>5</sup>といふ「国法上の統一」の必要性が強調されており、法制審議会の議論のなかでも、「選挙権が付与されることになった、あるいは民法上『成年』とされた一八歳、一九歳の者について、とりわけ一般

国民からみて重大な事件を犯した場合に、刑事処分となる範囲が一七歳以下の者と全く同じということでは、恐らく被害者を含む一般国民の理解や納得を得ることは困難であろう」<sup>6</sup>とか「選挙権も与えられる、そして民法上も成年として、一八歳以上は大人として扱われるのだということになれば、やはり悪いことをした時もそれに合わせて下げるというのが一般市民感覚なのです」<sup>7</sup>という意見が出ているのである。

しかし、選挙権者の年齢や民法上の成年年齢が既に引き下げられているとはいっても、それらの改革が果たして正当なものであつたか否かは改めて冷静に検討しなければならない。その点について、民法の成年年齢が引き下げられたのちも、飲酒・喫煙や公営ギャンブル（競馬・競艇・競輪・オートレースなど）などが許容される年齢は従来どおりとなつており、「国法上の統一」という理想はもはや破綻しているといわざるを得ない<sup>8</sup>。また、それ以外にも、民法改正の背後には、社会の福祉的機能を後退させて自己責任を強調する風潮が透けて見えるように思われてならないのである。

実際に、民法における成年年齢の引下げを正当化す

る説明として「[一八歳、一九歳]の者に対し、早期に社会・経済における様々な責任を伴った体験をさせ、社会の構成員として重要な役割を果たさせることは、これらの者のみならず、その上の世代も含む若年者の『大人』としての自覚を高めることにつながり、個人及び社会に大きな活力をもたらすことになるものと考えられる。わが国の将来を支えていくのは若年者であり、将来のわが国を活力あるものとするためにも、若年者が将来の国づくりの中心であるという強い決意を示す必要がある」<sup>9</sup>といわれている。

だが、その反面では、伝統的に終身雇用制度の下で企業や家族が若年者の自立を支えてきたわが国の産業社会が変革することによって企業や家族が若年者の自立を支えきれなくなっていることなどが認識され、「近年の若年者の特徴として、精神的・社会的自立が遅れている、人間関係をうまく築くことができない、自分の人生に夢持てない、いわゆるモラトリアム傾向が強くなり、進学も就職もしょうとしない若年者が増加していること」などから「若年者の自立の遅れ等の問題については、民法の成年年齢を引き下げるだけで自

然に解決できるとは考えられず、社会全体が若年者の自立を支えていくような仕組みを採用し、若年者の自立を援助する様々な施策も併せて実行していく必要があるものと考えられる」<sup>10</sup>とはつきり主張されている。またそのほかにも、「民法の成年年齢を引き下げる、一八歳、一九歳の者でも、親の同意なく一人で契約できるようになることから、一八歳、一九歳の者が悪徳商法などに巻き込まれるなど、消費者被害が拡大するおそれがある」<sup>11</sup>ため、消費者保護施策のさらなる充実をはかるなどして「一八歳、一九歳の者が、悪徳商法などに巻き込まれ、消費者被害を被らないような施策を講ずる必要がある」<sup>12</sup>とか、「民法の成人年齢の引き下げにより、自立に困難を抱える一八歳、一九歳の者がますます困窮したり、若年者のシニシズムが蔓延し、『成年』の有する意義が損なわれるおそれがあると考えられることから、若年者の自立を援助するための施策を充実させる必要がある」<sup>13</sup>などということともいわれているのである。

それにたいし、このたびの少年法改正をめぐる議論では、「特定少年」の犯罪や非行を——成人として——

—本人の自己責任に帰すという考えが前面に表れてい

る反面で、現在に至るまで少年法を通じて施されてい  
た福祉的ケアの必要性が議論されたようには見受けら  
れない。もとより、「特定少年」が犯罪や非行をおか

した場合であっても、①六月の保護観察処分、②一年

の保護観察処分、③少年院送致のなかから適切な保護  
処分を下すという選択肢が残されている（六四条一項）

が、その反面で、このたびの少年法改正により、一八  
歳又は一九歳で虞犯事由に当たるものについては、少  
年法の対象から除外されることになつてている（六五条  
一項）。この点については、成人になつたからといつ  
てまつたく福祉的な措置を与えないという状態で再  
犯・再非行を防止したりすることができるか、地に足  
をつけて慎重に検討する必要があろう。

匡発言】。

7 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者待遇関係）部  
会第二七回会議議事録（1010年七月三日）九頁「武る  
り子発言」。

8 なお、裁判員になりうる有権者の年齢について、公職選  
挙法改正当初は従来どおり「二〇歳以上」としてきたが、  
このたびの少年法改正を機に、二〇一二年四月以降、「一  
八歳以上」に引き下げられることになつてている。

9 法制審議会民法成年年齢部会『民法の成年年齢引下げに  
ついての最終報告書（第二次案）』八頁（100九年）  
<http://www.moj.go.jp/content/000012523.pdf>

10 法制審議会民法成年年齢部会・前掲注9・八頁。  
11 法制審議会民法成年年齢部会・前掲注9・一五頁。

12 法制審議会民法成年年齢部会・前掲注9・一五頁以下。  
なお、そこでは、消費者保護施策のほか、消費者保護教  
育をも充実させる必要があるとしている。

13 法制審議会民法成年年齢部会・前掲注9・一九頁以下。  
内匠舞「少年法の適用年齢引下げをめぐる議論」調査と  
情報—ISSUE BRIEF—九六三号六頁（1017年）ほか  
参照。

5 内匠舞「少年法の適用年齢引下げをめぐる議論」調査と  
情報—ISSUE BRIEF—九六三号六頁（1017年）ほか  
参照。

6 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者待遇関係）部

会第二六回会議事録（1010年七月一日）二頁「酒巻

## 二 刑事処分と再犯・再非行の防止

刑事処分の拡大などを正当化する第二の論拠とし

て、非行少年のなかには少年法で成人よりも刑が緩和されることを認識して犯罪行為を実行する者がいるとすることが指摘されている。たとえば、少年事件の被害者遺族からは、加害者である年長少年（一八歳又は一九歳の者）は「少年法や保護処分の内容をよく知つており、少年法の適用があるうちは少年法によつて守られてゐる、罪を犯しても軽い処分で済むと認識しています。少年法の少年の上限年齢を一八歳に引き下げることで、このような認識を持つてゐる一八歳又は一九歳の者に對して、大人としての自覚を促し責任感を持たせる、自分がとつた行動には責任を果たす義務があるということを国がしつかりと示すべきです。それが犯罪を抑止することにつながるのですから」<sup>14</sup>と主張されている。

この主張の背景には、非行少年に処分を下したとしても依然として謝罪も被害弁償もなされない現状にたいする不満がある。つまり、被害者遺族の側は「私たちの会の人たちの経験では、皆、加害者の名前や顔は出でていないので。けれども、加害少年たちは再犯をしています。そして、まずは謝罪がないです。そして、

賠償責任も果たさないので。ほとんどがそうです。顔も名前も出ていない中で、そういうことが起こつているのが事実なのです」<sup>15</sup>という認識の下で、たとえ少年であつても成人と同様に厳正な刑罰を科すことによつて本人が自らの行為について責任を自覚できるのではないかという期待を抱いているのである。

しかしながら、厳正な刑罰を本人に科したとしても、そのことによつて本人が罪の意識を自覚するに至るか、甚だ疑問の余地がある。従来の制度では、保護者に代わつて国家が少年非行に対処するという「国親思想 (parens patriae)」の下で、家庭裁判所をはじめとする諸機関がケースワーカ機能を發揮して少年の抱えてゐる問題を解決していくことで再犯・再非行を防止することが期待されていた。しかし他方で、犯罪行為にたいして科される刑罰は——犯罪者本人の再犯防止といふ「特別予防」もその目的のひとつと考えられていいとはいへ——本質的に行為者への害悪の賦科を通じて正義を回復していくこと（応報）をねらいとしている。確かに、社会秩序の維持をはかるために秩序を乱す行為をした者に制裁を加えることが必要なときもあ

ることは否定できないが、それだけにとどまつて本人の抱えている問題には何ら対処しない状態で再犯・再非行を防ぐことは期待できそうにないのである。

実際、子ども時代に虐待・ネグレクトやいじめ・差別など人格を否定された経験を持つていてることが犯罪・非行に一定程度関係があることもたびたび指摘されている<sup>16)</sup>。たとえば、二〇二〇年における少年院入院者一六二四人（男子一四八七人、女子一三七人）について、男子少年の三七・九パーセント（身体的虐待五二三人、性的虐待四人、ネグレクト七〇人、心理的虐待六一人、合計六五八人）、女子少年の六八・六パーセント（身体的虐待六九人、性的虐待一人、ネグレクト八人、心理的虐待一六人、合計九四人）は何らかの虐待を受けた経験を持っているといわれ<sup>17)</sup>、全国少年院の中間期教育課程に在籍する少年を対象とした調査では、過去に身体的暴力を受けているにもかかわらず「自分が悪いと思った」とか「言つてもむだだと思った」という理由で誰にも話すことができなかつた少年が少なくないことが明らかとなつてゐる<sup>18)</sup>。もちろん、被虐待児がすべて非行に走るわけではないけれども、本来であれば家族や社会から支

援を受けてしかるべきであるにもかかわらず誰にも手を差し伸べてもらえず孤立無援の状態を強いられた少年に厳罰や被害者の感情を向き合わせたとして、果たして反省・悔悟や被害者等への共感に至るのか、疑わしいといわざるを得ないのである。

もとより、非行少年への保護を正当化するものとして、少年は成長発達する途上にあり、周りの人々とのかかわり方によつていかようにも変化する可能性をもつていてこと、つまり「可塑性」という概念が強調されてきたところで、その概念にたいしては「私の一般的な市民感覚で言いますと、一四歳、一五歳の少年たちの未熟さとか可塑性とか、そういうことを言うのであればまだ理解できるのですが、一八歳、一九歳でも、その未熟さとか可塑性をすごく大きく考えて議論するというのがどうしても理解できないです。その未熟さというのはどういうものなのか、教えていただきたいです」<sup>19)</sup>という疑問が呈示されている。だが、そのような問いにたいして、近年の脳科学・神経科学の研究では、人間の頭脳は比較的高い年齢に達するまで成熟しつづけるものであることが明らかになつてい

る。すなわち、①ヒトの脳のなかでも、感情をつかさどる大脳辺縁系は一〇歳ごろに始まる思春期にホルモン量が増えて成熟が促されるのにたいし、衝動的な行動を抑えるために必要な前頭前野の成熟は二〇代後半まで進行すること<sup>20</sup>、②前頭前野が未熟な一〇代の少年たちは危険な行動に走りがちだが、一方で彼らの環境が適切に整えられれば、それに素早く適応することができじゅうぶんに可能な「脳の可塑性（脳領域間のネットワークを変更することによって環境に応じて変化できること）」も期待できること<sup>21</sup>、③逆に、物理的状況に由来する過度のストレスは脳の健全な発達を阻害しうるものとなりうることが指摘されているのである<sup>22</sup>。

そして、アメリカ合衆国では、こうした科学的知見を参考としながら、むしろ少年法の適用年齢を引き上げる動きがみられている<sup>23</sup>。そこでは、一八歳未満の男女を「少年」とする傾向が一般的に見受けられるなか、たとえばニューヨーク州やノースカロライナ州は少年法の適用年齢を（全米で最も低い）一六歳未満に設定していたが、少年の脳が発達を続いているという科学的研究が明らかにしていることをひとつ理由とし

て、これらの州でも二〇一九年に施行された法改正で少年法の適用年齢を一八歳未満に引き上げるに至っているのである。また、コネティカット州やイリノイ州、マサチューセッツ州、バーモント州では、少年法の適用を一八歳以上の男女にまで及ぼそうとする動きもあり、たとえばバーモント州では、一部の事案で少年司法手続が適用される年齢を二二歳未満に引き上げる法律が二〇一七年に成立しているのである。

この点については、わが国でも、一八歳又は一九歳の若者で世間が考えるような「成人」の基準に達しているものが少ないと一般市民が捉える傾向が見受けられる。たとえば、二〇一三年に実施された民法の成年年齢にかんする世論調査で、子どもが大人になるために必要な条件として「自分のしたことについて自分で責任をとれること」（七二・八パーセント）や「自分自身で判断する能力を身につけること」（七〇・九パーセント）を挙げるものが多いのに比して、現実にいる一八歳又は一九歳の日本人について「自分自身で判断する能力が十分にある」（二一・七パーセント）ないし「自分がし

九・〇パーセント）と考えている者は相対的にわずかである」とが明らかになつてゐるところである<sup>24</sup>。

- 14 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部  
会第一回会議議事録（二〇一八年一月一日）一八頁以下  
〔武るり子発言〕。
- 15 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部  
会第二六回国会議議事録（二〇一〇年七月一日）三〇頁「武  
るり子発言」。
- 16 児童虐待と少年非行の関係にかんする近年の研究として、安部計彦「児童虐待と非行の関係」西南学院大学人間科学論集一四巻一号一四七頁以下（二〇一八年）ほか参考照。
- 17 法務省法務総合研究所（編）『令和三年版 犯罪白書』一三四頁（二〇二一年）参照。
- 18 板垣嗣廣ほか『児童虐待に関する研究（第1報告）（法務省法務総合研究所研究部報告11）』四九頁以下（二〇〇一年）。なお、安部・前掲注16・一七三頁参照。
- 19 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部  
会第二七回国会議議事録（二〇一〇年七月二二日）九頁「武る  
り子発言」。
- 20 友田明美「脳科学・神経科学と少年非行」山口直也（編著）『脳科学と少年司法』三六頁以下（現代人文社、二〇一九年）ほか参照。
- 21 友田・前掲注20・三七頁参照。
- 22 山口直也「少年法適用引下げと民法の成年年齢——脳科学の観点から見た少年の成熟度と少年保護年齢設定の意義——」葛野尋之・武内謙治・本庄武（編著）『少年法適用年齢引下げ・総批判』四五頁以下（現代人文社、二〇一〇年）ほか参照。
- 23 アメリカ合衆国における少年法の適用年齢の引き上げについて、山崎俊恵「米国少年司法の最近の動向」山口直也（編著）『脳科学と少年司法』一二五頁以下（現代人文社、二〇一九年）ほか参照。
- 24 内閣府『民法の成年年齢に関する世論調査』（二〇一一年）<https://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-minpou/2-1.html>。
- 三 刑事処分の拡大と国民の理解・納得  
さらに、刑事処分の拡大などを正当化する第三の論

拠として、少年法は被害者を含む一般市民にとつてわざりにくいものになつてゐるという指摘がある。その点については、被害者遺族の側から「遺族にとつても一般市民にとつても、そして犯罪を起こした加害少年たちにとつても、ますます少年法が分かりにくいものになるからです。今までも少年法という法律はとても分かりにくかったです。それもますます分かりにくくすると思います」<sup>25</sup>と述べて、家庭裁判所に全件送致するという従来の制度を維持することに反対する意見が表明されている。

だが、成人の犯罪者にたいする刑の量定も非行少年にたいする処分の選択も、もともと被害者等を含む一般市民にとってわかりやすいものになるよう単純に設計されているわけではない。事実、犯罪者や非行少年の処遇では、対象者の社会復帰に向けてその人格・ニーズを考慮した取り扱いをすべきであるという「処遇の個別化（個別の処遇の原則）」がはかられている。基本的に、わが国における刑の範囲は広汎なものとなつており、個別・具体的な犯罪者にたいしては当該犯罪及び犯罪者の特性、なかんずく「犯人の責任」に応じ

て適切な刑を量定することになつてゐる（改正刑法草案四八条参照）。また、刑事施設における受刑者の処遇も、「眞の意味で、罪を犯した者を改善更生させ、円滑な社会復帰を果たさせるためには、それぞれの受刑者が、単に刑務所に戻りたくないから罪を犯すことを思ひどまるのではなく、人間としての誇りや自信を取り戻し、自發的・自律的に改善更生及び社会復帰の意欲を持つことが大切であり、受刑者の処遇も、この誇りや自信、意欲を導き出すことを十分に意識したものでなければならぬ」<sup>26</sup>という認識の下で、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとしなければならない」（刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律三〇条）とされているのである。

非行少年についても、少年法の適用の可否をいちおう「二〇歳未満」であるか否かで一律に判断する一方で、たとえ同じ年齢の子ども同士であつても——とりわけ身体的・精神的に未成熟な段階では——身体的・精神的な成熟の度合いに個体差があることから、とく

に処遇の個別化をはかる必要性が高いといえる。とりわけ、少年司法では伝統的に、処遇の個別化をはかるべく、科学的な知見をいかした非行少年の心身等の調査（社会調査）に基づいて処分を選択することとなつており、「家庭裁判所は：審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない」（八条一項）としたうえで「前条の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない」（九条）としている。このような「科学主義」は検察官送致決定後の刑事訴訟にも適用されるべきものであり、少年法も明文規定で「少年に対する刑事案件の審理は、第九条の趣旨に従つて、これを行わなければならない」（五〇条）としているのである。

確かに、犯罪者や非行少年の処分決定であつても、國家の権力行使の一環である以上、被害者を含む一般市民の理解・納得が得られるように行わなければならぬ。だが他方では、とくに現代に至るまでにたび

たび進められた「厳罰化」の帰結として、被害者等を含む一般市民の応報感情を重視したことで処分決定が大雑把なものになつてしまつたのではないか、改めて総括が必要である。事実、少年司法の現状については「とりわけ重大事件に関する社会調査は、犯行態様等の非行事実を特に重視し、被害者やその遺族のみならず、裁判所全体の意向に合わせるものになつている」<sup>27</sup>という「社会調査の形骸化」<sup>28</sup>が叫ばれ、刑事裁判における「少年に対する処分の選択もまた応報刑主義を基本としている。もともと家庭裁判所が保護处分が相応しくないと判断した少年であるから、刑事裁判所が改めて保護処分が相当であると判断し家庭裁判所に移送することはほとんどない」<sup>29</sup>ともいわれている。得てして、少年法の二〇条二項や六二条二項は、行為時一六歳以上の少年の故意犯罪による被害者死亡事件や「特定少年」の一一定の重大事件については「刑事処分が相当である」として検察官送致を決定することを原則とするという意味で「原則逆送」を定めたものと理解される傾向にあるが、これらの条項は、一定事件にたいして生じうる社会感情の厳しさ、とくに厳

ースから読み解く——」一〇五頁（日本評論社、二〇〇四年）  
ほか参照。

罰要求の強さに配慮して、その少年の教育手段として  
刑事処分こそが必要・有効と認められない場合に、刑  
事処分以外の処分を決定した理由について被害者を含  
む一般市民にいつそう説得的に説明する責任を家庭裁  
判所に課した規定であると認識すべきであろう<sup>30</sup>。

- 25 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部  
会第二六回会議議事録（二〇一〇年七月一日）六頁「武る、  
り子発言」。
- 26 行刑改革会議『行刑改革会議提言——国民に理解され、  
支えられる刑務所へ——』一〇頁（二〇〇三年）。
- 27 岡田行雄『少年司法における科学主義』四五頁（日本評  
論社、二〇一二年）。
- 28 岡田・前掲注27・一三九頁。
- 29 本庄武「日本の量刑の特色と判決前調査制度を導入する  
ことの意義」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報  
三号三五頁（二〇一三年）。
- 30 葛野尋之『少年司法の再構築』五九〇頁以下（日本評論社、  
二〇〇三年）、正木祐史「いわゆる『原則』逆送について」  
葛野尋之（編）『改正』少年法を検証する——事件とケ

むすびにかえて

想えば、少年に刑を科す際に特別の措置を講ずると  
いう発想は改善更生・社会復帰の理念の実現を目指し  
た行刑改革の「水先案内」としての役目を担つてい  
た<sup>31</sup>。たとえば、一九世紀におけるニューヨーク州の  
エルマイラ矯正院（感化監）では、従前の強制力・恐  
怖心による施設運営を改めて少年受刑者の自発的努力  
による改善更生をめざし、褒職業訓練・教科訓練・軍  
事訓練によつて改善をはかつたり、改善更生の度合い  
に応じて弾力的に刑期を操作できるように不定期刑を  
導入したり、条件付き釈放（パロール）などを導入し  
て社会内処遇で改善更生をはかつたりするなどしてき  
たが、このような改善更生・社会復帰と処遇の個別化  
の理念を強調する慣行はやがて成人の犯罪者にも採り  
入れられるに至つている<sup>32</sup>。そのようななか、「懲ら  
しめ」を重視するシステムへと逆戻りすることで非行  
少年の改善更生をもたらすことができるか、甚だ疑問

であるといわざるを得ない。

もつとも、少年法によつて非行少年に特別な措置が講じられてきた反面で、被害者等が比較的軽視されてきたということは事実であり、今後、被害者等への支援を拡充させていく必要があることは否めないところである。だが、被害者等の処罰感情をみたしてあげることが長い目で見て被害者等本人の利益につながつていいのか、冷静に検討していかなければならない。たとえば少年事件の報道について、「加害者は守られてゐるけれども被害者は守られていらない」という言説の裏では、現在に至るまで一般市民の知る権利・興味関心をみたす報道が展開されるなかで被害者等へのバッシングが展開されたケースもあることを重く受け止めるべきである。この点については、一般市民の側でも、情報の受け手・送り手としていかなる姿勢で情報を取り扱うかを考える必要があろう。

得てして、非行少年にたいする刑事処分を拡大させようとする言説では、刑事処分や施設収容の効果にたいして過剰な期待を抱いているように見受けられる。だが、そもそも子どもの健全育成は、保護者を含む地

域社会が主体的に担わなければならぬ問題である。非行少年が更生して再犯・再非行をしない大人へと成長発達できるか否かは、むしろ処分・施設収容を終えた後に地域社会がいかなる姿勢で当該少年に向か合うかという点にがかつてているのである。

31 吉岡一男『刑事学〔新版〕』三一八頁（青林書院、一九九六年）参照。

32 さしあたり、徳岡秀雄『少年司法政策の社会学——アメリカ少年保護変遷史——』九〇頁（東京大学出版会、一九九三年）ほか参照。